

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案

平成29年(2017年)2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉法施行条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第67条第1項第1号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「児童指導員等」という。)

指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士」を「児童指導員等」に改め、同号ア中「以上」を削り、同条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員等」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員等のうち、半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

- (2) 第70条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第70条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第29条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備、備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定による自らの評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(3) 第71条中「から第53条まで」を「、第52条、第53条」に改める。

(4) 第71条の2中「から第53条まで」を「、第52条、第53条」に、「第57条の4まで」を「第57条、第57条の3及び第57条の4」に、「及び第70条（第1項を除く。）」を「、第67条第1項、第4項及び第6項、第70条（第1項を除く。）並びに第70条の2」に、「第70条第3項」を「第67条第4項中「第1項第1号及び第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第67条第1項第1号」と、同条第6項中「第1項第1号」とあるのは「第71条の2において準用する第67条第1項第1号」と、第7

0条第3項」に改める。

(5) 第138条の9第3項第3号中「(昭和18年勅令第36号)」を削る。

(6) 第195条中「第193条第1項の」を削る。

#### 附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に指定を受けている札幌市児童福祉法施行条例第4条第9号の指定放課後等デイサービス事業者である者が同条第8号の指定放課後等デイサービスを行う同条第10号の指定放課後等デイサービス事業所における人員の基準については、この条例による改正後の札幌市児童福祉法施行条例第67条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

#### (理 由)

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業所の従業者の資格を改めるほか、指定放課後等デイサービス事業所の運営に係る基準について所要の改正を行う等のため、本案を提出する。